

## 第 1 回における筋電電動義手の支給に関する議論の整理

	意見等	関係資料
支給対象者関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究用支給において、不支給になった者の理由を踏まえ議論すべき。</li> <li>・ 上腕切断者は、前腕切断者と比べ筋電電動義手の重さと肘の問題があるので、前腕と分けて議論すべき。</li> <li>・ 医療機関側の評価結果をみて、医療機関側とユーザー側双方の評価を比較した上で議論すべき。</li> <li>・ 能動義手など他の義手でなく、筋電電動義手を装着したため、就労時等でどのようなことが拡大、改善したということが一番重要。</li> <li>・ 障害者自立支援法では、まずは能動義手を使用していただき、筋電電動義手がなければ生活できない、就労ができないという方に限って特例補装具費として支給している。</li> </ul>	資料 2 - 1 資料 2 関係 資料 2 - 2、3 資料 2 - 3
訓練期間関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練期間については、ソケットの適合に時間がかかる場合等があるので、訓練が順調ではないケースも考慮して設定すべき。</li> </ul>	資料 2 - 4
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 22 年度の障害者自立支援法の義手の支給状況を調査したところ、義手全体が約 200 例、そのうち、装飾用義手が約 9 割、能動式義手が 10 例、筋電電動義手が 4 例（うち両腕切断者 1 例）であった。筋電電動義手は、毎年 1 桁の支給である。</li> </ul>	
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 年後などの使用状況を見ることも重要であるため、中長期的にフォローアップすべきではないか。</li> </ul>	
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労災の上肢切断者数はおおよそどのくらいか。</li> </ul>	資料 3